

第 3 4 次地方制度調査会への対応状況

第34次地方制度調査会への対応状況

第34次地方制度調査会発足（令和8年1月19日）

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方**について、調査審議を求める。



※写真の出典：首相官邸ホームページ

現在は、学識者で構成される専門小委員会において、関係省庁、団体、自治体などへのヒアリングが行われるなど、調査・審議が進められている。

第3 4次地方制度調査会への対応状況

地方制度調査会 第4回専門小委員会

- 日時：令和8年4月15日(水) 9時30分～12時00分
- 議事：

① 関西広域連合からの意見聴取	説明15分	質疑応答15分
② 指定都市市長会(神戸市)からの意見聴取	説明15分	
③ 全国知事会(熊本県)からの意見聴取	説明20分	質疑応答(②と合わせて)80分



第3 4次地方制度調査会への対応状況

■ 主な質疑応答

- ・都道府県が弱体化し、周辺市町村を支える力がなくなることはないか。
 - 都道府県単位での人材活用のみを考え、それが弱体化に繋がるという発想を超えて、都道府県の境界を超えた連携も組み合わせながら、マンパワーが不足していく時代において、どのように人材を有効活用するかという観点が必要。
- ・特別市による周辺市町村への補完行政をどの程度、想定しているか。
 - 特別市は人材やノウハウを活用して周辺地域を支援していくというのが指定都市市長会の共通した考え方である。ただし、地域住民の福祉に対する最終責任はそれぞれの市町村にある。
- ・不交付団体である川崎市と名古屋市における財政シミュレーションについて、どのような結果になると考えられるか。
 - 財政シミュレーションは川崎市や横浜市でも行っている。精緻に行うためには権限移譲の内容を整理することが前提となる。
- ・東京都特別区が基礎的な地方公共団体とされたことを踏まえ、特別市に関しても区の権限をきちんと位置付けるべきではないか。
 - 特別区については様々な改正の結果、現在の特別地方公共団体、基礎的な地方公共団体となっており、公選の区長・議会が存在し、東京都の中で二層制ができている。これを特別市に当てはめるかは議論が必要だと思う。区のあり方が変化する中、区が住民代表機能の単位として適切かという議論は別途あるのではないかと考える。
- ・特別市になった場合も、地方交付税をもらうことを考えているのか。
 - 特別市は、広域自治体と基礎自治体の両方の性格を持つが、基本的には法律に定められた地方自治体に配分される権限は変わらないため、現行の地方交付税制度が適用されると考えている。
- ・特別市への移行は周辺自治体の住民にも影響があると思うが、住民投票の範囲を市民とするのでは不十分ではないか。
 - 特別市移行により、特別市民は知事・都道府県議会議員を選ぶ権利を失うが、その他の県民には法律上の地位の変動は起こらないことから、指定都市市長会としては特別市に移行する地域の住民に限定すればよいと考えている。ただし、議論のあるところではないかと思う。